

| |
|--------------------------|
| 資 料 提 供 |
| 令和6年7月22日 |
| 課 名 <u>市町行財政課</u> |
| 担 当 <u>末平</u> |
| 内 線 <u>2603</u> |
| 直通電話 <u>082-513-2603</u> |

審査の申立てに係る裁定について

令和6年4月22日付けで安芸高田市長から提起された令和6年度安芸高田市一般会計予算に関する議決に係る審査の申立てについて、別紙のとおり棄却する旨の裁定をし、令和6年7月22日付けで裁定書の謄本を関係人に送付しましたので、お知らせします。

安芸高田市長からの審査の申立てに係る裁定について

1 事案の概要

- (1) 令和6年4月22日、審査申立人（安芸高田市長）は、令和6年3月29日に安芸高田市議会（以下「市議会」という。）が行った「「議案第30号令和6年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件」に関する議決（以下「本件議決」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第97条第2項に規定する長の予算提出権の侵害である等と主張して、法第176条第5項の規定により、広島県知事に対し、本件議決の取消しを求める申立てを行った。
- (2) このため、広島県知事は、法第255条の5の規定により、自治紛争処理委員を任命し、その意見を経て、令和6年7月22日付けで2のとおり裁定した。

2 知事の裁定の要旨

(1) 主文

本件審査の申立てを棄却する。

(2) 理由

本件における論点は、法第97条第2項に規定する長の予算提出権を侵害し、その権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するか否かである。

予算の提出権の侵害については、昭和52年10月3日付け自治行第59号自治省行政局長通知「予算の増額修正について」において、長の予算提出権の侵害に係る基本的な考え方方が示されており、これにより、増額修正された①内容、②規模、③当該予算全体との関連、④当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、判断する。

①内容

議会広報誌発行費相当額を計上して議会費を増額するものであり、安芸高田市においては、従前は議会広報誌を発行することを前提とした予算案が編成され、可決されていた。

②規模

増額修正額の規模は、令和6年度安芸高田市一般会計予算総額である約193億円中199万4千円であり、予算総額の0.01%の割合を占める。

③当該予算全体との関連

予算総額は修正されていないが、議会費を168,111千円から170,105千円に増額し、予備費を30,000千円から28,006千円に減額している。

④当該地方公共団体の行財政運営における影響度

- a 令和6年度以降において、財政運営上、直ちに明らかな支障となる事情は認められない。
- b 市は広報誌において、議会広報誌の内容について、その都度反論をしており、また、議会広報誌の発行それ自体が市の行政運営に直接影響を及ぼすと認めるに足る理由はない。

⑤その他

長と議会との間の予算修正に関する調整に関して、少なくとも令和5年11月からやり取りをしてきたことが認められ、また、調整の有無や程度によって、当該予算修正が違法となるものであるとは認められない。その他本件議決について、議会の権限を超える又は法令若しくは会議規則に違反する事実は認められない。

前記①～⑤を総合的に勘案すると、議会広報誌を発行するための本件増額修正は、当該予算の趣旨を損なうものとはいえず、本件議決が、長の予算提出権を侵害するものであったとは認められない。

よって、本件議決は、市議会の権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するものとは認められず、本件審査の申立てには理由がないから、法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却する。